

東串良町複合施設建設庁内検討委員会、東串良町複合施設建設検討委員会
会議録

【会議名】

第 10 回東串良町複合施設建設検討委員会

第 10 回東串良町複合施設建設庁内検討委員会

【日 時】

2024 年 12 月 25 日（水）13 時 30 分～

【会 場】

東串良町役場 防災庁舎 2 階 対策本部室

【出席者】

・町検討委員（17 名）

柴田委員長、末村委員、村山委員、柳井谷委員、清瀧委員、新福委員、甫村委員、野口委員、若松委員、重委員、中久保委員、宮野委員、吉田委員、立迫委員、丸山委員、尾方委員、上園委員

・庁内検討委員（13 名）

大園委員長、委員（13 名中 12 名出席）

・町職員等（3 名）

事務局（企画課）

【会次第】

- 1 開会
- 2 柴田委員長挨拶
- 3 大園委員長挨拶
- 4 協議・報告
- 5 閉会

【協議・報告】

- （1）前回委員会のふりかえり
- （2）東串良町複合施設建設基本構想・基本計画（素案）
- （3）その他

【会議結果要旨】

- ・高齢者訪問給食事業などについては、今後協議する。
- ・親子室の名称を変更。
- ・約 3,000 m²は面積上限とする。
- ・財源については、詳しく追記する。

【会議経過】

(1) 前回委員会のふりかえり

委員 複合化の対象が総合センターと高齢者福祉センターであるが、高齢者福祉センターの意見は取り入れながら、今回の会議となっているのか。高齢者福祉センターで働く人にとって一番悪い条件となっているのではないか。働く人にとってもいい施設になるようになっていないのか。

高齢者福祉センターの人と協議で現状もめているのではないか。それを勘案しないで、進められている。先方の代表者から抗議が出てきている。それを公開すべきではないか。

事務局 今の議題は前回協議の振り返りのため、その振り返りを行ったものである。次の議題で話ができる内容のため、議事進行のため次の議題での話としたい。

(2) 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画（素案）

委員長 前回振り返りで発言があった事項の回答をお願いします。

委員 先ほどの事項の意図がわからないので詳しく教えてほしい。

委員 調理場を農村環境改善センターへ移動するという件について、社会福祉協議会の事務所も移動したいが、農村環境改善センターには事務所は移転できず、複合施設に配置するという話になっているようである。社会福祉協議会は調理場と一緒に移動したいが反対されていると聞いているので、その理由や協議の内容を教えてください。

委員 何かあった際に事務所がすぐ隣にあった方がよいということは理解できる。

事務局 複合施設の基本構想・基本計画に付随して、関連する団体などとの協議などをまとめて別冊として提示することを考えている。本日の会議では、「各種団体の意向や要望について」という資料として整理して提示している。

委員 農村環境改善センターの調理場は、地引網でとれた魚を調理するなど、柏原にきた観光客へ対応する目的があった。その利用頻度が少ないため、社会福祉協議会の高齢者訪問給食事業の厨房として、使う案が出てきている。しかし、農村環境改善センターに事務所を入れることができないということであれば、調理場と社会福祉協議会の事務所を別に建設してもらえば、反対はない。改善センターにこだわっているわけではなく、調理場と社協事務所を併設できればいい。

委員 農村環境改善センター内に事務所のできる諸室はあると思う。農村環境改善センターを避難施設とすることが間違いだと思う。また子育て支援の参加者はどの程度来ているのか。改善センター内に事務所も同時に併設するのが必要ではないか。

事務局 複合施設は避難所として設定しているが、農村環境改善センターは避難所として設定したことはないので間違いである。

町の公共施設は高度成長期に多くの建設を行ってきたが、人口減少やコストの関係で、複合化し数を減らしていく必要があると考える。新しい複合施設を建てるに当たり、今後の事業展開などを踏まえて、町としては社会福祉協議会には複合施設に入ってほしいという要望を出している。ただし、国からの交付金をもらうための複合化の面積制限などの関係から、高齢者訪問給食事業の厨房は配置できない状況である。そのため、厨房に関しては、農村環境改善センターの調理場への移転をお願いし、事務所については複合施設への移転で納得していただけないかお願いしている。複合施設に移転していただいて、新しい事業を含めて展開してほしいと考えている。それを回答させていただいている状況である。

委員 社会福祉協議会には犠牲になれということなのではないでしょうか。総合センターも高齢者福祉センターもよくなるという前提でこの複合施設があるのではないかと。社会福祉協議会が複合施設に入るのであれば、複合施設の近くに調理場を設置すればいいと考える。

事務局 犠牲という話は違う。それぞれの団体の意向を聞いている状況であり、そのうえで町としての考えを伝えている。また併設となると、費用が掛かることなども考えられる。

副町長 高齢者訪問給食事業は、高齢者の一人暮らしが増えると予想されていることから、今後需要がより高まる事業であると町は考えている。現状は町が社会福祉協議会に事業委託している形態である。他自治体では、民間へすべて委託して見守りサービスも含めて行っている事例もある。その場合、町として調理場を整備する必要はない。今回の複合施設の建設が進み、既存建物の解体までも5年程度あるが、今後の人口状況を踏まえると、それまでに町としては費用を抑制しながら、高齢者サービスの拡充をどのようにしていくかを考えていくことになる。そのような議論の中で、高齢者訪問給食事業が必要となった場合に、今の建物は解体が条件であるため、新しい調理場建設または民間委託を検討することが考えられる。

委員長 調理場を造るとなると建築費、改修費が多く必要になるが、事務所を改修で確保する方が安いため、そのような場所を考えられないか。

副町長 これからの高齢者福祉サービスをどこで行うことがベターか考えてほしい、農村環境改善センターは町の端に位置する。複合施設は町の中心部への設置となり、公共交通もここを中心に事業展開されることになる。

今後を見据えると、社会福祉協議会として、そのような中心となる場所に拠点を置くことがよいと考えている。複合施設の諸室を使って、高齢者福祉サービスの事業をいろいろ展開できるのではないかと考えているが、町として強制はできないため、社会福祉協議会の考え次第ではある。

そういう考えもあるため、町としては、複合化に関わる団体については意向調査

- を行い、公共施設のあり方も考えて提案をしている。
- 委員 調理場を農村環境改善センターへ移転するというのは町の意向である。そのため、事務所も移転できると考えていたが、使えないということから、代表者から反対意見が出ている。昨日の協議も何を伝えたか教えてほしい。
- 事務局 複合施設に社会福祉協議会の事務所を移転することで、高齢者に関する事業展開も増やすことができると考えているが、調理場についてだけは複合施設に移転できないので、今のまま社会福祉協議会へ高齢者給食事業を事業委託する場合は農業改善センターを利用していただきたい旨を説明した。
- 委員 現状ではまとまっていないが、どうするのか。
- 事務局 複合施設に調理場がないのであれば、社会福祉協議会として入っていただけないのであれば、高齢者訪問給食事業を含めて、今後検討事項として協議していくこととなる。
- 委員 それぞれ誤解があるのではないか。社会福祉協議会の人たちを集めて、今後の事業やあり方も含めて話をしてもらえば理解してもらえるのではないか。
- 委員長 同意見である。解体まで期間があるので、高齢者訪問給食事業をどうするか含めて、十分話をし、社会福祉協議会の事業を考えてほしいと思う。
- 委員 今までの資料や会議を踏まえて、今回の基本構想・基本計画については賛成である。
- 庁内委員 今回提出された基本構想、基本計画がすべてかどうか。資料編があるかどうか。
- 事務局 資料編を添付する予定である。先ほどの各種団体の協議資料や各種アンケート、ワークショップ内容については別紙資料を添付する予定である。
- 庁内委員 P40～42 の諸室の基本機能について、各所室の面積の大きさなどがないがどのように考えているのか。
- 事務局 今までの会議で提出している「諸室リスト」を資料編で提示する予定である。総合センター、高齢者福祉センターのそれぞれの諸室をどのように複合化しているかを整理した資料である。
- 庁内委員 P46 の構造計画に関して、耐震安全性の目標のグレード設定は必要なのか。通常であれば耐震基準に基づき、設計されるはずであると思うため、この表が必要か不明である。またこれを提示することで、グレードが上がる、コストが上がる、大手のゼネコンしか施工することができないことになるのではないか。
- 事務局 建物耐震性は建築基準法という法律で定められており、それは最低限の耐震構造となっており、構造体Ⅲ類がそれに該当する。今回複合施設が「避難所」として設定され、国交省で定める指針で「避難所」はこの表のように設定したほうが望ましいとされているため、その性能を確保するために示している。当然その

分コストは上がるが、設定していないと、設計者によっては避難所ではあるが、最低ランクの安い建物で設計すること考えられるので、提示している。もし、委員会の意見として不要ということであれば、削除してもよい。

構造種別 MIX については、方法にもよるが可能である。

庁内委員 P34-35 の「複合施設の基本的な考え方」の部分で、ほとんどの文章が「・・・検討する」となっており、考え方ということであれば、この文言は変えた方がよい。

P35 の「使い続ける」基本方針 6 にアクセスに関する記載があるが、複合施設には関係ないことだと思うので、削除でいいのではないかな。

基本方針 7 に運用の記載があるが、例えば「・・・施設に発展していくよう、ソフト事業の充実を図りながら、住民福祉の向上と社会教育の充実を目指します」という書き方がいいのではないかな。基本方針 8 の光熱水費の字が間違っている。

委員長 「検討します」は提案者の言葉に感じるため、「目指します」「します」でよいと思う。構造についても、建設コストが上昇傾向で多くの自治体で不調となっていることから、木造との MIX が出来るように考えておくのもよいと考えている。

事務局 書き方については、ご指摘の通り修正する。アクセスに関しては、施設に直接必要なものではないが、複合施設を「使い続ける」として重要な要素と考えているため、記載するかは検討する。

庁内委員 交通利便性はこの構想には関係ないと思ったため、指摘した。

P18 で「移動座席」とでてくるが、後半は「可動椅子」「移動席」とか表現が違う。統一が必要であることと、また各用語の意味の注釈が必要だと思う。

委員長 そのように修正をお願いします。

庁内委員 「親子室」に関して、運用面で心配がある。総合センターはだれでもどこからでも鑑賞できる考え方となっている。新しい複合施設は、子ども連れで廻りを気にする親のために親子室を設置していると思うが、親子室があることで、子ども連れなら親子室に行くべきなど排除するような雰囲気にならないか心配である。子育ての方を排除するようなことにならないような配慮などを考えてほしい。誰でも同じ場所で鑑賞するのがいいと考えている。

委員長 運用面の部分であるため難しいところがある。運用される側での対応でお願いする方針かと思う。

委員 子どもの利用だけでなく、静かな環境で鑑賞したい人もいる可能性もあるため、「親子室」という名称を変えて、誰でも使える部屋になるのではないかな。

事務局 「多目的室」「個室」など、特定されることがない名称への変更を行う。

庁内委員 延床面積 3000 m²は最大値なのかどうか。個人的には大きい印象がある。P35 にコンパクトな規模と記載があるが、3000 m²と記載すると、どの設計企業も 3000 m²として設計するのではないかな。東串良町 6000 人前後の規模でこの広さが必要

ではなく、もっと削減するべきだと考えている。過疎計画の事業費は 30 億となっており、今回の事業費はそれを大幅に超えているが、実情は 30 億を超えないように計画されていくことになるのではないかと。面積を縮小するような書き方も必要ではないか。

事務局 協議結果のまとめでも記載しているが、「約 3000 m²を目標面積（面積上限）」と記載している通り、上限値である。3000 m²が広いのか、狭いのかは個人差があると考えている。P45 の「約 3000 m²程度」と記載は上限と記載しても、設計事務所は 3000 m²で設計してくると思うが、それを削減するように記載するかは、皆さんのご意見を聞いて決定したい。

事務局 過疎計画の 30 億とあり、今回の基本計画ではそれを上回る金額となっているが、それは物価、人件費の高騰があり、過疎計画を設定した当時からは大きく変わってきている。また過疎計画の金額は設計したわけでもなく、仮の金額で設定したものである。金額としては多額であるが、町としては様々な財源を考えている。社会資本整備の交付金として最大 40%、過疎の特別分で 7 割は交付税措置がされるなど、可能な限りの補助を受けるように進めていく。住民アンケートやワークショップなどを経て、皆さんの希望を受けてこの計画でまとまってきている。

委員長 3000 m²を上限とすると記載で良いと思う。イニシャルコストを削減できる建物を目指すように記載してもよいのではないかと。それが構造種別の複合などの提案につながるのではないかと。そのような修正を検討してほしい。

委員 総事業費が出ているが、町の広報誌で仮に 30 億と出ていた。30 億の受け取り方もいろいろだと思うし、今回の基本計画で新たに事業費が出されているいろいろな住民の反応があると考えられる。今後十分に住民への説明を行い、理解いただくようにしてほしい。

事務局 事業費は大変重要なことであると認識している。先ほども説明したように交付金や過疎債の特別分という交付税措置を利用するなど行い、町の負担を可能な限り減らすように努力していく。

庁内委員 既存の解体建物の跡地利用の記載は不要か。

事務局 複合施設のまとめとしては、記載は不要であると考えており、既存施設の跡地利用は別途の検討は必要であると考えている。

総務課長 基本構想・計画に記載すると、今後の補助金、過疎債に有利に働くのではないかと考えていたので質問した。財源としては交付金ということであったが、それを使う場合の条件はあるのか。

事務局 国の社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債、公共施設等の適正管理推進事業債など考えているが、これらは集約化・複合化事業に充当するものであり、全体延床面積が、既存面積より減少するものと及び統合から 5 年以内に運用されるも

のというのが要件となっている。

総務課長 補助金利用する条件、要件を記載したほうがよいと思う。

事務局 追記修正する。

総務課長 基本構想、基本計画に、最後に市長の諮問書、委員長からの答申書、委員名簿なども添付されるべきと思うが、今後追加されるのか。

事務局 同様の他自治体の事例を調べて、添付すべきか検討する。

(3) その他-今後のスケジュール

委員長 パブリックコメントがホームページのみとなっているが、高齢者等でインターネットが苦手な方のために、紙媒体を窓口で閲覧、回答が可能な対応はできないか。

事務局 詳細については検討する。

委員 町が一所懸命説明会などやっているが、参加者が少ないのが問題である。町民みんなで考えて、実現したら成功だと思うので、皆さんで声掛けをしましょう。

委員長 建物の計画と同時に、運用等のソフト側の検討も進めていただければと思います。

福祉課長 訪問給食事業について、近隣の他地域は民間委託も行っている。

町として社会福祉協議会は複合施設に入っただき、今後の新しい高齢者福祉の事業を新たにいろいろ考えていただきたい。仮に訪問給食事業が複合施設に入るための懸念材料となっているのであれば、民間委託や町直営での事業を検討していくと考えている。

複合施設に入らないということではなく、今後協議していくということでよいのか。

委員 よい。

次回日程について

委員長 次回は 2025 年 3 月 6 日 13 時 30 分に開催とする。

答申について

委員長 答申案について、今回意見を修正いただき、答申案を作成いただくが、次回もまた修正点が出てくる可能性もある。その場合、再度修正となるが、委員会を再度開くのではなく、自分（委員長）が確認し、答申することでよいのか。

委員 よい。